

添付書類の送信を忘れずに

提出書類の送付について申請担当者メールアドレスに「書類提出方法の案内」のメールが届きません。

案内に従って、手続きを進めてください（申請は完了していません。）。

5ページに書類提出のためのフローチャートを記載しておりますので参照してください。

申請担当者メールアドレスに「書類提出方法の案内」のメールが届かない場合 行政書士が代理申請する場合

①か②のいずれかの方法で提出をしてください。

① 入札審査課にメールで送付

提出書類を電子ファイルにして、入札審査課のメールアドレスあてに添付して送付してください。

【メール送付先】 送付先：a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名は「業者番号・受付番号新規申請書類資料」としてください。

※行政書士が複数の事業者の代理申請する場合、事業者ごとに分けて電子ファイルを添付し、メールをしてください。

② 郵送

郵送の場合は受付票を一番に上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書（書留等）で郵送。（「5・6年度 物品等 新規申請在中」と赤字で記入）

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 入札審査課 物品等共同受付窓口

（5・6年度 物品等 新規申請在中）